

○高知県青少年保護育成条例改正（案）

第4章 不健全行為の禁止

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第18条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。第31条第3項第3号において同じ。）の提供を求めてはならない。

（罰則）

- 第31条 第18条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 第18条第3項、第20条第2項、第23条第1項又は第23条の2の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第11条第3項、第12条第2項、第13条第2項若しくは第3項、第14条第3項、第16条第1項若しくは第2項、第19条第3項、第21条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定に違反した者
- (2) 第11条の2第3項の規定に基づく命令に従わなかった者
- (3) 第18条の2の規定に違反した者で、次のいずれかに該当する者
- ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
- イ 青少年を欺き、威迫し、若しくは困惑させて、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第12条第3項又は第19条第2項若しくは第4項の規定に違反した者
- (2) 第16条の3第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 5 第11条第3項、第12条第2項、第14条第3項、第18条、第18条の2、第19条第2項若しくは第3項、第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項、第22条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。